



意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◎ 死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

 保障内容はニーズに合致していますか。 ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

● 申込締切日

令和7年4月11日(金)

● 効力発生日

令和7年7月1日(火)

この機会をお見逃しなく!

提出先 勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口 経由 東急保険コンサルティング株式会社

「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。

また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要となる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、P13の二次元コードより、当パンフレットとあわせて必ずご確認ください。配偶者・子どものお申込みの際は、プリントアウト等にてお渡しのうえ、ご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

保障額と保険料

以下はおすすめプランとして、特定の保障額の保険年齢15歳~35歳の保険料を記載しています。

▶ 独身世代の方のおすすめモデルプラン

生命保険(団体定期保険) 死亡保障・高度障がい保障

死亡保険金額(高度障がい保険金額) 200万円

月払保険料
保険年齢
15歳~35歳

男性 136円 女性 92円

「葬儀費用」だけでもこんなにかかります。

葬儀費用の合計 平均191万円

出典:(株)ユニクエスト調べ

病気になってからでは遅いのです。生命保険ならご加入後に病気にならても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できますので、早めに加入しておきましょう。

※ただし、年齢による制限の範囲内となります。

おすすめ

| 死亡保険金額 (高度障がい保険金額) | 性別 | 200万円 | 300万円 | 500万円 | 800万円 | 1,000万円 | 1,500万円 | 2,000万円 | 2,500万円 |
|---|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 月払保険料 保険年齢 15歳~35歳 [H 1.4.2生~ H22.4.1生] | 男性 | 136円 | 204円 | 340円 | 544円 | 680円 | 1,020円 | 1,360円 | 1,700円 |
| | 女性 | 92円 | 138円 | 230円 | 368円 | 460円 | 690円 | 920円 | 1,150円 |
| 死亡保険金額 (高度障がい保険金額) | 性別 | 3,000万円 | 3,500万円 | 4,000万円 | 4,500万円 | 5,000万円 | 5,500万円 | 6,000万円 | |
| | 男性 | 2,040円 | 2,380円 | 2,720円 | 3,060円 | 3,400円 | 3,740円 | 4,080円 | |
| 月払保険料 保険年齢 15歳~35歳 [H 1.4.2生~ H22.4.1生] | 女性 | 1,380円 | 1,610円 | 1,840円 | 2,070円 | 2,300円 | 2,530円 | 2,760円 | |

● 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は6月給与から)

● 上記は確定保険料です。ただし、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。また、保険料は直近更新日時点の保険年齢でご確認ください。

● 上記は本人(保険年齢15歳から35歳)の保障額と保険料のみ表示しております。配偶者・子どもの保障額と保険料および本人(保険年齢36歳以上)の月払保険料については事務局(東急保険コンサルティング(株))までご照会ください。

● 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢○○歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(例: 19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)



独身だから死亡保障は必要ない!? と思っていませんか?

社会人として、自分自身の葬儀費用を確保しておくことも大切です!この機会にぜひ、生命保険をご活用ください!!

生命保険(団体定期保険)の特徴

東急グループ社員限定の お手頃な保険料です。

保険料は団体保険としての割引が適用されています。

東急グループの
スケールメリットを活かした
制度です。

ライフイベントの変化にあわせて 保障額は毎年見直しが可能です。

■ご退職後も継続加入できます。(定年退職された場合にかぎります)

更新日現在で年齢79歳6ヶ月まで

■医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

※ただし、健康状態等によってはこのかぎりではありません。

1年ごとに収支計算を行い剩余金が生じた場合 配当金を受取れます。

脱退され、保険期間の中途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



☑ 取扱内容

加入資格

○以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、申込みください。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

ご加入の申込みをされる方は必要事項を記入・押印のうえ「申込書兼告知書」を勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口へご提出ください。

《本人》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の方で

新規加入は、年齢14歳6ヶ月超70歳6ヶ月以下の方。（昭和30年1月2日生～平成23年1月1日生）

継続加入は、年齢75歳6ヶ月以下の方。

《配偶者》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の配偶者の方で

新規加入は、年齢満18歳以上70歳6ヶ月以下の方。

継続加入は、年齢75歳6ヶ月以下の方。

《子ども》東急株式会社および関連会社の役員・従業員（出向者を含みます。）の扶養する子ども（＊）で年齢2歳6ヶ月超22歳6ヶ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

（＊）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

定年退職後の継続加入について

○定年退職者または関連会社（団体定期保険の募集対象ではない企業）へ転籍した方（＊）で、団体定期保険に1年以上継続して加入されている役員・従業員およびその配偶者・子どもは次のとおり継続加入いただくことができます。

（＊）転籍先企業に他の団体保険制度がないことが条件となります。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

・本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢79歳6ヶ月まで継続加入することができます。

（ただし、保障額は1,000万円が上限となります。）

保険金額1,000万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に保険金額1,000万円に減額して更新されます。

・配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢79歳6ヶ月まで継続加入することができます。

（ただし、保障額は500万円が上限となります。）

保険金額500万円を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に保険金額500万円に減額して更新されます。

・子どもは、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢22歳6ヶ月まで継続加入することができます。

※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

※勤務先により、お取扱いできない場合がございます。詳しくは、勤務先のとうきゅうグループ団体保険担当窓口まで、お問合せください。

（ご注意）

①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

※年齢75歳6ヶ月超の方で継続加入を希望される場合は、「被保険者の告知書」のご提出が必要です。継続可否について引受保険会社で判断させていただきます。

②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。

（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）

③配偶者・こどものみで加入することはできません。

④配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。

⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

定年退職以外の退職後のお取扱い

○保険期間の中途で退職される方で、希望のある場合にかぎり、残りの保険料を一括して払込みいただければ、退職直後の更新日の前日（9月末日）まで継続加入できます。定年退職者または関連会社（団体定期保険の募集対象ではない企業）へ転籍した方は、「定年退職後の継続加入について」をあわせてご確認ください。

保険期間

○今回の追加加入の保険期間は効力発生日～令和7年9月30日までです。

以降は毎年10月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

○本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。

○更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。

○配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。

①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日

②加入資格を失われた日

③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

○この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。（例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となります。）

○退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットP25に記載の団体窓口までお問合せください。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

税務上のお取扱い

＜保険料＞

- 主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)

※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当団体定期保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体定期保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

＜保険金＞

○死亡保険金

《本人》相続税の課税対象となります。法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

《配偶者・子ども》本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

○高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、令和6年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は、配当金をお受取りになります。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

配当還元率に記載の保険期間は、以下のとおりです。

令和6年度(保険期間:令和5年10月1日～令和6年9月30日)

令和5年度(保険期間:令和4年10月1日～令和5年9月30日)

令和4年度(保険期間:令和3年10月1日～令和4年9月30日)

令和3年度(保険期間:令和2年10月1日～令和3年9月30日)

過去4年間の配当還元率(年間払込保険料に対する配当金の割合です。)

| 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|---------|---------|---------|---------|
| 約 24.0% | 約 32.5% | 約 30.0% | 約 50.1% |

※ただし、これは過去4年間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

●配当金のお支払い時期・お支払い方法については、所属企業の担当窓口までお問合せください。

保険金のお支払事由

[死亡保険金]

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

[高度障がい保険金]

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の

傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。

(*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読み替えます。

(*2) 対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

[主契約]

○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・保険契約者・被保険者の故意。
- ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。(*2)

- (* 1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読み替えます。
- (* 2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(* 1) 時以後に生じた場合にかぎります。(原因となる傷病がご加入(* 1) 時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。) したがって、原因となる傷病がご加入(* 1) 時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

○告知義務違反による解除の場合

ご加入(* 1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(* 1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

○詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することができます。(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に關し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

制度運営および引受保険会社

○当制度は東急株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

○この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和6年10月24日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

[引受保険会社]

日本生命保険相互会社(51.0%)〈事務幹事会社〉

第一生命保険株式会社(39.0%) 太陽生命保険株式会社(6.5%)

住友生命保険相互会社(2.0%) 明治安田生命保険相互会社(1.5%)

保険料会社負担部分について

当制度は以下の加入対象者の方々の万一の場合に備え、会社が保険料を負担し、以下の加入対象者の方々が被保険者となる弔慰金の一部としての保険制度を付保しております。

また、保険料会社負担部分の加入対象者の個人情報の取扱いは、当パンフレットに記載している個人情報の取扱いのとおりです。

| | |
|--------|--|
| 加入対象者 | ①東急株式会社の社員・試雇(出向者を含みます。) ②東急建設株式会社の従業員(出向者を含みます。) ③株式会社東急モールズデベロップメントの従業員(出向者を含みます。) ④株式会社 SHIBUYA109 エンタテイメントの従業員(出向者を含みます。) |
| 保険金 | ①②死亡保険金額・高度障がい保険金額 100万円 ③④死亡保険金額・高度障がい保険金額 200万円 |
| 保険金受取人 | ①東急株式会社の死亡弔慰金支給規程に定める受取人 ②東急建設株式会社の私傷病弔慰金および高度障害見舞金内規第6条に定める受取人 ③株式会社東急モールズデベロップメントの慶弔見舞金規程に定める受取人 ④株式会社 SHIBUYA109 エンタテイメントの慶弔見舞金規程に定める受取人 |

※高度障がい保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合や、当制度についての詳細は各社の団体定期保険担当者へ4月11日までにお問合せください。

(注)本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・こどもはご加入になれません。また、配偶者・こどもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

個人情報の取扱いに関する東急株式会社と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、東急株式会社（以下、「会社」といいます。）を保険契約者とし、会社および会社の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、会社および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、会社がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。会社および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、会社、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き会社、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
- なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、「受取人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先>

東急保険コンサルティング株式会社 リテール営業部 営業サポートグループ チェックオフチーム TEL 0120-953-809 (通話料無料)

<日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925 (通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号（930-1913）をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)】

「障がい」の表記

当パンフレット（「生命保険」部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。